

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：青森県（病院局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	64.7% (医師 85.3%、医師以外 100.8%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	59.9% (医師 119.0%、医師以外 87.0%)
全職員	56.2% (医師 82.3%、医師以外 86.6%)

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	51.6% (医師 - ※1、医師以外 88.4%)
本庁課長相当職	59.4% (医師 85.5%、医師以外 99.9%)
本庁課長補佐相当職	63.3% (医師 85.7%、医師以外 100.0%)
本庁係長相当職	107.2% (医師 - ※2、医師以外 107.2%)

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	56.5% (医師 98.7%、医師以外 92.3%)
31～35年	62.3% (医師 88.0%、医師以外 98.2%)
26～30年	59.1% (医師 74.6%、医師以外 100.2%)
21～25年	61.5% (医師 80.4%、医師以外 99.4%)
16～20年	51.7% (医師 85.2%、医師以外 93.3%)
11～15年	74.0% (医師 89.8%、医師以外 102.1%)
6～10年	71.8% (医師 87.2%、医師以外 100.6%)
1～5年	81.6% (医師 96.3%、医師以外 100.8%)

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員において、男性職員に占める医師の割合は約32%であり、女性職員に占める医師の割合（約4.6%）と比較して高く、また、医師の給与水準は高いことから、相対的に男女の差が大きくなる
- ・※1 本庁部局長・次長相当職に女性医師はいない
- ・※2 本庁係長相当職に医師はいない

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。